

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第3回建設・産業小委員会

日時 : 平成14年6月6日(木)

午後1時30分～

場所 : 網野町 あみの図書館

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

( 1 ) 協議第 1 号 合併協定項目の調整方針 ( 案 ) について

( 2 ) 協議第 2 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い

( 3 ) 協議第 3 号 1 9 - 2 5 公営住宅の取扱い

( 4 ) 協議第 4 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い

( 5 ) 協議第 5 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い

( 6 ) 次回の議題について  
協定項目の協議について

( 7 ) 次回の小委員会の日程等

第 4 回建設・産業小委員会

日程 平成 1 4 年 7 月 9 日 ( 火 ) 午後 1 時 3 0 分

場所 J A 久美浜支店 会議室 ( 久美浜町 )

上半期の小委員会の日程調整について

### 3 その他

## **協議第1号**

# **峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 合併協定項目の調整方針（案）**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

## **基本的理念**

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

## **調整方針**

### **1.（住民福祉向上の原則）**

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

## **2 .(負担公平の原則)**

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

## **3 .(健全な財政運営の原則)**

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

## **4 .(行政改革推進の原則)**

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

## **5 .(適正規模準拠の原則)**

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

## **6 .(一体性確保の原則)**

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

# **協議第2号**

## **19-24 建設関係事業の取扱い**

**建設・産業小委員会**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い				整理番号	専門部会名	建設部会
分類	1 競争入札の指名参加願及び資格審査				分科会名	都市計画建設分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 有効期間	2ケ年	同左	同左	同左	同左	同左	
2 提出時期	奇数年(西暦年)の2月1日~ 末日の1ヶ月間	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等						建設工事等指名競争入札参加 要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 競争入札の指名参加願及び資格審査	分科会名	都市計画建設分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>1 有効期間 同一の取扱いではあるが、久美浜町のみ要綱が制定されている。</p> <p>2 提出時期 同一の取扱いではあるが、久美浜町のみ要綱が制定されている。</p>		<p>(案)</p> <p>1 有効期間・2 提出時期 久美浜町の例により、新市に継承する。</p>			
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	1 9 2 4 建設関係事業の取扱い					整理番号	専門部会名	建設部会
分類	2 入札及び契約 その1					分科会名	都市計画建設分科会	
		現 況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 指名選考委員会								
指名選考委員会設置の有無	有 峰山町建設工事指名選考委員会設置規程	同左 大宮町工事等請負業者指名選考委員会設置規程	同左 網野町建設工事競争入札参加者選考委員会設置要領	同左 丹後町入札・契約運営委員会	同左 弥栄町建設工事等請負業者指名選考委員会設置条例	同左 久美浜町建設工事等指名選考委員会設置規程		
指名選考委員会の概要	委員長=助役 委員=関係課長5名 その他	委員長=助役 委員=関係課長5名	委員長=町長 副委員長=助役 委員=関係課長等	委員長=助役 委員=収入役、関係課長5名 その他	委員長=助役 委員=関係課長4名 その他	委員長=助役 委員=参事1名、課長4名 関係課長		
2 入札の方法								
入札執行者	町長・助役	助役	同左	同左	町長（助役）	1億円以上=理事者又は主管課長 1億円未満=主管課長		
入札回数	制限なし	4回以内	制限なし	同左	3回以内	同左		
不落時の再入札	実績なし	同左	同左	同左	同左	同左		
最低制限価格設定の有無	無	有（1円）	無	同左	同左	同左		
3 契約の方法								
契約担当課	工事発注担当課	同左	入札に関わるものは財政課 随契に関わるものは事業担当課	峰山町に同じ	同左	同左		
前払基準	契約金額500万円以上の場合 3割以内 限度額1億円	同左	契約金額500万円以上の場合 3割以内 限度額 無	契約金額100万円以上の場合 4割以内 限度額1億円	契約金額300万円以上の場合 3割以内 限度額3千万円	契約金額500万円以上の場合 4割以内 限度額1億5千万円		
部分払基準	既済部分に対する代価の10分の9以内	既済部分に対する代価の10分の9 ただし、契約保証金を納付させなかった場合は10分の8	峰山町に同じ	同左	同左	同左		
入札保証金制度の適用	免除	同左	同左	同左	同左	同左		
契約保証金制度の適用	有	免除	有	免除	同左	有		
履行保証金制度の適用	有（500万円以上）	無	同左	同左	同左	有（500万円以上）		
工事完成保証人制度の適用	無	有	同左	同左	同左	無		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町財務規則	大宮町財務規則	網野町財務規則	丹後町財務規則	弥栄町財務規則	久美浜町財務規則		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	2 入札及び契約 その1	分科会名	都市計画建設分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>1 指名選考委員会 内容はほぼ同一(委員会の設置規定の方法に相違がある)</p> <p>2 入札の方法 入札回数に相違がある</p> <p>3 契約の方法 各町の取扱いが不統一である</p>		<p>(案)</p> <p>1 指名選考委員会 峰山町の例により、新市に継承する。</p> <p>2 入札の方法 新市に以降後、速やかに調整する。</p> <p>3 契約の方法 久美浜町の例により、新市に継承する。 契約担当課については、一本化となるよう調整する。</p>			
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	2 入札及び契約 その2					分科会名	都市計画建設分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
4 建設工事指名停止等措置要綱							
措置要綱の有無	無	同左	同左	同左	同左	同左	有
措置要綱の名称							久美浜町建設工事等に係る指名停止の措置要綱
5 入札結果の公表							
要綱等の名称	峰山町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく入札及び契約に関する情報の閲覧に関する要綱	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく入札及び契約に関する情報の閲覧に関する要綱	入札及び契約に係る情報の閲覧に関する要綱	公共工事の入札及び契約に関する情報の閲覧に関する規程	大宮町に同じ		久美浜町公共工事の入札及び契約に関する情報の閲覧に関する規程
公表の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注の見通しに関する事項</li> <li>・入札及び契約の過程等に関する事項</li> <li>・一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿</li> <li>・指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿</li> <li>・指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準</li> </ul>	同左	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	2. 入札及び契約 その2	分科会名	都市計画建設分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>4 建設工事指名停止等措置要綱 久美浜町のみ要綱制定となっている。</p> <p>5 入札結果の公表 内容は同一（要綱等規定の名称に相違がある）</p>		<p>(案)</p> <p>4 建設工事指名停止等措置要綱 久美浜町の例により、新市に継承する。</p> <p>5 入札結果の公表 峰山町の例により、新市に継承する。</p>			
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い		整理番号		専門部会名	建設部会
分類	3 工事関係		分科会名	都市計画建設分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 請負代金内訳書	契約締結後 5日以内 1部					
2 旅行計画書	契約締結後15日以内 1部					
3 現場代理人等通知書	契約締結後 5日以内 1部					
4 着工届	着工の日 1部					
5 承認願	使用前5日以内 1部					
6 支給材料受領書	引渡しの日から7日以内1部					
7 現場発生品調書	発生の日 1部					
8 工期延期願	延期を必要とする日 1部					
9 工事出来高届	中間金を受けようとする 日の7日以前 1部	同左	同左	同左	同左	同左
10 工場検査願	検査を受けようとする 日の7日以前 1部					
11 工事完成届	工事完成の日 1部					
12 工事目的物引渡書	完成検査合格後 引渡 しをしようとする日 1部					
13 請求書	請求しようとする日 1部					
14 完成検査	完成後14日以内					
15 工事金支払	受理後40日以内					
根拠条例・要綱・規則等	京都府土木請負必携を準用	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	3 工事関係		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>提出部数が、新市以降後も現行のままでよいか。</p>		<p>(案)</p> <p>提出部数は、新市に以降後、速やかに調整する。</p>		
		小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い				整理番号	専門部会名	建設部会
分類	4 台帳(道路・橋梁、河川)整備				分科会名	都市計画建設分科会	
現 況							
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 道路・橋梁台帳							
台帳整備の更新時期	毎年	同左	同左	2～3年毎	峰山町に同じ	同左	
委託業者	富士測量(株)	国際航業(株)	富士測量(株)	富士測量(株)	入札による	アジア航測	
台帳管理の方法	成果品での管理 1/1000 1/14000 各2部	同左 1/1000 1/2500 1/10000 各2部	同左 1/1000 各2部	同左 1/1000 1/10000 各2部	同左 1/1000 1/10000 各2部	同左 1/1000 1/10000 各2部	
2 河川台帳							
台帳整備の状況	無	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	道路法28条	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	4 台帳(道路・橋梁、河川)整備	分科会名	都市計画建設分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>1 道路・橋梁台帳 台帳の更新時期が、丹後町のみ異なる。 委託業者が各町により異なる。</p> <p>2 河川台帳 各町未整備である。</p>		<p>(案)</p> <p>1 道路・橋梁台帳 新市に以降後、速やかに調整する。</p> <p>2 河川台帳 新市に以降後、速やかに調整する。</p>			
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	5 屋外広告物			分科会名	都市計画建設分科会	
現 況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 内容	・屋外広告物の設置に対する申請(変更)許可事務 ・違反広告物の除去	同左	同左	同左	同左	同左
2 規則の制定						
規則制定の有無	有 峰山町の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則	同左 大宮町の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則	同左 網野町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則	同左 丹後町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則	同左 弥栄町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則	同左 久美浜町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則
3 手数料						
手数料条例の有無	有 峰山町手数料条例	同左 大宮町手数料条例	同左 網野町手数料条例	同左 丹後町手数料条例	同左 弥栄町手数料条例	同左 久美浜町手数料条例
手数料の額	250円～1,500円	同左	同左	同左	同左	同左
4 申請のPR						
具体的なPR方法	町の広報紙等	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	屋外広告物法 京都府屋外広告物条例	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	5. 屋外広告物		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
1 内容 なし	(案) 1 内容 現行のまま、新市に継承する。			
2 規則の制定 なし	2 規則の制定 現行のまま、新市に継承する。			
3 手数料 なし	3 手数料 現行のまま、新市に継承する。			
4 申請のPR なし	4 申請のPR 現行のまま、新市に継承する。			
		小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	6 採石法及び砂利採取法			分科会名	都市計画建設分科会		
		現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 採石法							
対処の方法	京都府との合同審査会に参加し、書類及び現地審査を行い、府に意見回答する	同左	同左	同左	同左	同左	
2 砂利採取法							
対処の方法	京都府との合同審査会に参加し、書類及び現地審査を行い、府に意見回答する	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	6 砕石法及び砂利採取法		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 採石法 なし</p> <p>2 砂利採取法 なし</p>		<p>(案)</p> <p>1 採石法 現行のまま、新市に継承する。</p> <p>2 砂利採取法 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日

# **協議第3号**

## **19-25 公営住宅の取扱い**

**建設・産業小委員会**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅				分科会名	住宅分科会		
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 住宅の概要								
団地数	4団地	10団地	4団地	5団地	4団地	1団地		
棟数	15棟	61棟	33棟	45棟	23棟	2棟		
戸数	59戸	133戸	58戸	48戸	74戸	4戸		
敷地	町有地	町有地	2団地=町有地 2団地=区有地	4団地=町有地 1団地=区有地	2団地=町有地 2団地=個人借地	町有地		
敷地借地料	無	無	2団地 35戸 1,550,326円 (京都府の借地料計算に準じる)	1団地 1戸 10,000円 (固定料金)	2団地 40戸 1,161,370円 (固定資産評価額を基準に独自算定)	無		
その他借地料	無	無	無	無	配水管埋設占用料(2戸) 20,000円 (固定料金)	無		
家賃収入額 (平成13年度分)	14,502,470円	6,952,800円	3,384,000円	7,026,800円	18,239,000円	753,600円		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町営住宅設置並びに管理条例	丹後町営住宅設置並びに管理条例	弥栄町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町営住宅の設置及び管理に関する条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 住宅の概要                  用地の借地料があり、計算の方法が不統一である</p>			<p>(案)                  1 住宅の概要                  一般公営住宅については、現状のまま新市に引き継ぐ。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い				整理番号	専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅					分科会名	住宅分科会
		現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 公募の方法	次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行う。  新聞  テレビジョン  町庁舎その他区域の適当な場所における掲示  町の広報紙          別途公示	入居者の公募を次に掲げる方法によって行う。     同左  同左    同左	峰山町に同じ  峰山町に同じ  同左  同左  同左	同左  同左  同左  同左  防災行政無線放送    同左	同左  同左  同左  同左  有線放送  同左	同左  同左  同左  同左  同左	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町営住宅設置並びに管理に関する条例	丹後町営住宅設置並びに管理に関する条例	弥栄町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町営住宅の設置及び管理に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 公募の方法 若干の相違がある			(案) 2 公募の方法 峰山町の例により、新市に継承する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅				分科会名	住宅分科会
項目	現況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
3 入居者の資格	<p>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第2項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額</p> <p>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること</p> <p>町内に住所若しくは勤務場所を有する者、又は移住しようとする者であること</p> <p>町民税、固定資産税、国民健康保険税等を滞納していない者であること</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るもの</p> <p>ウ 同左</p> <p>同左</p> <p>連帯保証人が2人あること。ただし、特別の事情がある場合は、1人であることを妨げない</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ウ 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>町民税を滞納していない者であること</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ウ 同左</p> <p>同左</p> <p>大宮町に同じ</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ウ 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ウ 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>市町村税を滞納していない者であること 独立の生計を営む者であること</p>
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町町営住宅設置並びに管理条例	丹後町町営住宅設置並びに管理条例	弥栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町町営住宅の設置及び管理に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名		住宅分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>3 入居者の資格</p> <p>峰山町において、災害対応及び勤務・住所要件が定められているが、他町に定めがない。連帯保証人の定めが、峰山町・網野町にない。</p>			<p>(案)</p> <p>3 入居者の資格</p> <p>久美浜町の例により、新市に継承する。 (災害対応は、公募の例外規定で対応可。勤務・住所要件は実情に合いにくい。連帯保証人は入居契約の段階で全ての町で定めている。)</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い					整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅					分科会名	住宅分科会		
		現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
4 家賃の決定	<p>1. 毎年度、規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅家賃以下で令第2条に規定する方法により算出する。ただし、収入の申告がない場合等は、近傍同種の家賃とする</p> <p>2. 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定める</p> <p>3. 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出する</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める</p> <p>3. 同左</p>						
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町営住宅設置並びに管理に関する条例	丹後町営住宅設置並びに管理に関する条例	弥栄町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町営住宅の設置及び管理に関する条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	1. 一般公営住宅		分科会名	住宅分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>4 家賃の決定 内容は同一(規定の方法に違いがある)</p>		<p>(案) 4 家賃の決定 峰山町の例により、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅				分科会名	住宅分科会		
項目	現 況							
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
5 家賃の納付について	1. 入居可能日から町営住宅を明渡した日までの間、家賃を徴収する 2. 入居者は毎月末までに、その月分を納付する 3. 新たに入居した場合又は住宅を明渡した場合、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算とする 4. 所定の手続きを経ないで住宅を立ち退いたときは、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する	1. 同左 2. 同左 3. 同左 4. 同左						
6 家賃の納付方法								
口座振替件数	59件	100件	38件	15件	64件	0件		
納付書納付件数	0件	13件	20件	32件	10件	4件		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町営住宅設置並びに管理に関する条例	丹後町営住宅設置並びに管理に関する条例	弥栄町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町営住宅の設置及び管理に関する条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題		調 整 結 果			
5 家賃の納付について なし		(案) 5 家賃の納付について 現行のまま、新市に継承する。			
6 家賃の納付方法 なし		6 家賃の納付方法 現行のまま、新市に継承する。			
		小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い					整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅					分科会名	住宅分科会		
		現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
7 敷金	3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる 実質3ヶ月分を徴収	同左	同左	同左	同左	同左			
	特別の事情がある場合は、敷金の減免又は徴収の猶予ができる	同左	同左	実質2ヶ月分を徴収	峰山町に同じ	同左			
	敷金は、入居者が町営住宅を明け渡すときに還付する	無	無	峰山町に同じ	無	峰山町に同じ			
	敷金には、利子をつけない	同左	同左	同左	同左	同左			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例	大宮町営住宅の設置及び管理に関する条例	網野町営住宅設置並びに管理条例	丹後町営住宅設置並びに管理条例	弥栄町営住宅の設置及び管理に関する条例	久美浜町営住宅の設置及び管理に関する条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>7 敷金 敷金の実質徴収及び減免・徴収猶予の規定に相違がある。</p>			<p>(案) 7 敷金 峰山町の例により、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅			分科会名	住宅分科会		
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
8 みなし特定公共賃貸住宅の活用	1. 特定有料賃貸住宅等の不足により町営住宅の管理に支障のない範囲で、町営住宅を使用させることができる	無	無	無	無	無	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>8 みなし特定公共賃貸住宅の活用 峰山町のみ適用となっている。</p>			<p>(案) 8 みなし特定公共賃貸住宅の活用 峰山町の例により、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅				分科会名	住宅分科会		
		現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
9 社会福祉事業等への活用	1. 社会福祉法人等が町営住宅を使用して社会福祉事業等を行うことが必要であると認める場合は、町営住宅の使用を許可することができる	無	無	無	無	無	無	無
根拠条例・要綱・規則等	峰山町町営住宅の設置並びに管理に関する条例							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	1 一般公営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>9 社会福祉事業等への活用 峰山町のみ適用となっている。</p>			<p>(案) 9 社会福祉事業等への活用 峰山町の例により、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

# 協議第4号

## 19-28 農林水産事業の取扱い

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-1-2		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い	2 農業振興計画	分科会名	農業分科会			
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 農業振興地域整備計画							
一般管理業務 見直し回数 /年 受付申請	特に定めなし 随時	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	
特別管理業務 前回見直し時期 次回見直し時期 見直し方法	平成13年2月2日 平成18年頃 各地区ごとに地区推進委員会 等を設置し、町と集落がそれぞ れの区域ごとに土地利用計画及 び振興計画を策定、寄合・協議 し決定する	平成12年6月30日 平成17年頃 同左	平成10年10月23日 平成15年頃 同左	平成6年3月 未定 同左	平成10年4月 未定 同左	平成6年12月 平成16年3月頃 同左	
軽微変更業務 用途区分の変更 地名地番変更	随時 換地処分した時点で実施	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	
農地管理業務 (筆管理・図面管理) 管理方法	筆管理・図面管理	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	農業振興地域の整備に関する法 律	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-1-2	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画	分科会名	農業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 農業振興地域整備計画 一般管理業務 なし 特別管理業務 見直し時期 軽微変更業務 なし 農地管理業務 なし			(案) 新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会			
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 各種計画について 森林整備計画	峰山町森林整備計画	大宮町森林整備計画	網野町森林整備計画	丹後町森林整備計画	弥栄町森林整備計画	久美浜町森林整備計画	
・目的	森林整備の方向性を示す。 (10年を1期とする計画)	同左	同左	同左	同左	同左	
・期間	平成13年4月1日～ 平成23年3月31日 (変更14年4月1日)	同左	同左	同左	同左	同左	
・計画作成年度	平成14年4月1日(変更)	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	森林法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 各種計画について 森林整備計画</p> <p>なし</p>			<p>(案)</p> <p>新市に移行後、速やかに調整する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会				
項目		現			況			
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 各種計画について 森林施業計画		峰山町森林施業計画	大宮町森林施業計画	網野町森林施業計画	丹後町森林施業計画	弥栄町森林施業計画	久美浜町森林施業計画	
・目的	森林所有者が自発的に作成した計画で、森林を団地化し5年間(ローリングする。)の整備計画を立てたもの。 (14年度より、森林整備地域活動支援事業開始により廃止される。有効期間のあるものについては有効。)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
・期間(最終有効年度)	平成18年12月まで有効	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
・計画作成年度	平成10年1月1日							
・団地数	峰山町15団地 (4,296.5ha)の計画がある。	大宮町23団地 (5,178.80ha)の計画がある。	網野町25団地 (4,642.58ha)の計画がある。	丹後町25団地 (4,226,66ha)の計画がある。	弥栄町22団地 (4,650.22ha)の計画がある。	久美浜町33団地 (8,324.5ha)の計画がある。		
根拠条例・要綱・規則等	森林法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 各種計画について 森林施業計画  なし			(案)  新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日			平成14年6月6日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会			
項目		現			況		
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 各種計画について							
由良川地域森林計画		由良川地域森林計画(峰山町)	由良川地域森林計画(大宮町)	由良川地域森林計画(網野町)	由良川地域森林計画(丹後町)	由良川地域森林計画(弥栄町)	由良川地域森林計画(久美浜町)
・概要		京都府を2つの区域に分け、南は淀川流域、中部から北部は由良川流域と丹後地域とにより立てられている地域森林計画	同左	同左	同左	同左	同左
・計画面積		4,785ha	5,217ha	5,308ha	4,990ha	5,472ha	10,375ha
・期間		平成13年4月1日～平成23年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左
・計画作成年度		平成13年12月28日(変更決定)	同左	同左	同左	同左	同左
・その他		年度別計画のみ樹立	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等		森林法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 各種計画について                  由良川地域森林計画                   なし</p>			<p>(案)                   法令に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成 14 年 6 月 6 日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会				
項目		現			況			
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 各種計画について 森林経営改善計画		峰山町森林経営改善計画	大宮町森林経営改善計画	計画なし	計画なし	弥栄町森林経営改善計画	久美浜町森林経営改善計画	
・目的	町に適した適地適木を一層進めるとともに、分収契約期間内での経済性が上がるように品質向上に努める。また、森林管理の適正化や路網の基盤整備に努め経営の向上を図る。	同左				町に適した適地適木を一層進めるとともに、分収契約期間内での経済性が上がるように品質向上に努める。また、森林管理の適正化や路網の基盤整備に努め経営の向上を図る。	同左	
・期間	平成11年4月1日～平成16年3月31日	同左				平成11年4月1日～平成16年3月31日	同左	
・計画作成年度	平成11年3月31日	同左				平成11年3月31日	同左	
根拠条例・要綱・規則等	林業経営基盤の強化等に促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	同左				林業経営基盤の強化等に促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 各種計画について                  森林経営改善計画</p> <p>網野町、丹後町は未策定</p>			<p>(案)</p> <p>新市に移行後、速やかに調整する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 各種計画について	峰山町緊急間伐推進計画	大宮町緊急間伐推進計画	網野町緊急間伐推進計画	丹後町緊急間伐推進計画	弥栄町緊急間伐推進計画	久美浜町緊急間伐推進計画	
・目的	間伐実施状況は、森林・林業を取り巻く諸条件や木材価格の低迷等のため間伐実施が遅れ、また、間伐が行われた森林の大部分において、間伐材が森林に放置されている。一方で、公益的機能を併せ持つ森林に対する期待や関心は、ますます高まりを見せており、適切な間伐の推進及び森林の整備は重要な課題である。 このため、間伐対象森林を今後5力年の間に整備する。	同左	同左	同左	同左	同左	
・期 間	平成12年4月1日～平成17年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左	
・計画作成年度	12年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	京都府緊急間伐推進計画	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 各種計画について 緊急間伐推進計画			(案) 新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 各種計画について						
森林整備合理化計画	峰山町森林整備合理化計画	大宮町森林整備合理化計画	計画なし	計画なし	弥栄町森林整備合理化計画	久美浜町森林整備合理化計画
・目的	造林事業を森林組合への請負により実施することとし、相互に連携を図りながら、計画的・効率的な推進に努める。現地に適合した新技術の導入に努め、森林管理の適正化、品質高以上のための技術体系の確立に努める。高性能機械の導入を円滑に進めるための、経営森林の路網密度を将来1畝当たり2.5畝まで高めるように努める。	同左			造林事業を森林組合への請負により実施することとし、相互に連携を図りながら、計画的・効率的な推進に努める。現地に適合した新技術の導入に努め、森林管理の適正化、品質高以上のための技術体系の確立に努める。高性能機械の導入を円滑に進めるための、経営森林の路網密度を将来1畝当たり2.5畝まで高めるように努める。	同左
・期間	平成11年4月1日～平成16年3月31日	同左			平成11年4月1日～平成16年3月31日	同左
・計画作成年度	平成11年3月31日	同左			平成11年3月31日	同左
根拠条例・要綱・規則等	林業経営基盤の強化等に促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	同左			業経営基盤の強化等に促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 各種計画について                  森林整備合理化計画                   網野町、丹後町は未策定</p>			<p>(案)                   新市に移行後、速やかに調整する。</p>		
小委員会確認期日			平成14年6月6日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会				
現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
1 各種計画について 松食い虫被害対策自主 事業計画	峰山町松食い虫被害対策自主 事業計画	大宮町松食い虫被害対策自主 事業計画	網野町松食い虫被害対策自主 事業計画	丹後町松食い虫被害対策自主 事業計画	弥栄町松食い虫被害対策自主 事業計画	久美浜町松食い虫被害対策自 主事業計画		
・目的	町内の松食い虫被害対策計画	同左	同左	同左	同左	同左		
・期 間	平成9年4月1日～ 平成14年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左		
・計画作成年度	平成9年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左		
・その他	現在14年度からの計画作成 中	同左	同左	同左	同左	同左		
根拠条例・要綱・規則等	松食い虫被害対策特別措置法	同左	同左	同左	同左	同左		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 各種計画について 松食い虫被害対策自主事業計画  なし			(案)  新市に移行後、速やかに調整する。		
			小委員会確認期日	平成14年6月6日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-2-1		専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興		分科会名	林業分科会				
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 各種計画について								
松食い虫被害対策に関する地区実施計画	峰山町松食い虫被害対策に関する地区実施計画	大宮町松食い虫被害対策に関する地区実施計画	網野町松食い虫被害対策に関する地区実施計画	丹後町松食い虫被害対策に関する地区実施計画	弥栄町松食い虫被害対策に関する地区実施計画	久美浜町松食い虫被害対策に関する地区実施計画		
・目的	町内の松食い虫被害対策の地区指定を決めた計画。	同左	同左	同左	同左	同左		
・期間	平成9年4月1日～平成14年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左		
・計画作成年度	平成9年3月31日	同左	同左	同左	同左	同左		
・その他	現在14年度からの計画作成中	同左	同左	同左	同左	同左		
根拠条例・要綱・規則等	松食い虫被害対策特別措置法	同左	同左	同左	同左	同左		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-2-1	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 1 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 各種計画について 松食い虫被害対策に関する地区実施計画  なし			(案)  新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

# 協議第5号

## 19-29 商工観光事業の取扱い

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-9		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 9 消費者行政		分科会名	商工分科会			
項目		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 消費者行政 (国府関連事業) 京都府くらしのアドバイザー (目的) 悪質商法等による消費者被害の未然防止とともに、環境等に配慮した新しいライフスタイルの創造を図る。 (委嘱期間) 1年間 (その他) 峰山地方振興局館内の6町で、丹後くらしのアドバイザー協議会が設置されている。	アドバイザーの推薦 (推薦者数 3名)	同左 (推薦者数 3名)	同左 (推薦者数 3名)	同左 (推薦者数 2名)	同左 (推薦者数 2名)	同左 (推薦者数 3名)	
根拠条例・要綱・規則等	京都府くらしのアドバイザー設置要綱	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	19-29-1-9	専門部会名	商工観光分科会
分類	1 商工業の取扱い 9 消費者行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 消費者行政 ( 国府関連事業 ) 京都府くらしのアドバイザー  なし			( 案 )  法令等に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する。		
小委員会確認期日		平成 14 年 6 月 6 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-9		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 9 消費者行政		分科会名	商工分科会			
項目	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 消費者行政 (国府関連事業)							
内閣府国民生活モニター	モニターの推薦	同左	同左	同左	同左	同左	
	(推薦者数 1名)	同左	同左	同左	同左	同左	
(目的) 長期的展望に立った国民生活政策の展開、特に消費者、生活者重視社会実現のため、国民生活モニターを設置し、調査報告を得て、国民生活行政の推進に資する							
(委託業務) 消費者購買態度、意識の報告 物価、サービス料金、動向等調査報告 国民生活行政等に対する意見							
(委嘱期間) 1年間							
根拠条例・要綱・規則等	国民生活モニター調査事務委託要綱	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	19-29-1-9	専門部会名	商工観光分科会
分類	1 商工業の取扱い 9 消費者行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 消費者行政（国府関連事業） 内閣府国民生活モニター  なし			（案）  法令等に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する。		
小委員会確認期日		平成 14 年 6 月 6 日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-9		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 9 消費者行政		分科会名	商工分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 消費者行政 (国府関連事業)							
金融広報事業 (目的) 京都府が市町村の行う 金融に関する啓発、生活 設計普及等の事業を支援 する (内容) 金融学習グループ活動 を支援する事業 金融に関する消費者啓 発を推進する事業 生活設計を普及する事 業 その他必要な金融広報 を実施する事業 (補助率) 10/10	申請事務、補助金交付事務等  実施なし	同左  同左	同左  実施  ・内容 金融学習グループ活動を支援 する事業 ・補助対象 グループ 網野町生活学校 ・補助金額 103千円 ・根拠条例等 網野町補助金等交付規則	同左  実施なし	同左  同左	同左  同左	同左  同左
根拠条例・要綱・規則等	京都府：金融広報事業補助金交 付要綱	同左	同左	同左	同左	同左	同左

町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	19-29-1-9	専門部会名	商工観光分科会
分類	1 商工業の取扱い 9 消費者行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 消費者行政 ( 国府関連事業 ) 金融広報事業  なし			( 案 )  法令等に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する。		
		小委員会確認期日	平成 14 年 6 月 6 日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 1 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-9		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 9 消費者行政		分科会名	商工分科会			
項 目		現 況					
		峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
2 消費者行政 (町独自事業)							
消費者啓発活動等							
	町広報誌等による啓発	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	苦情処理等への対応	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	消費者教室の開催	実施なし	同左	同左	同左	同左	同左
	・目的 消費生活に関わる身近な事柄 について学習し、消費者教育 の推進を図る						
	・開催回数 1回						
	・開催内容(H13) クーリングオフ制度について						
	・参加対象者 一般町民						
	・参加者数(H13) 34名						
	・費用(H13) 27千円						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号	19-29-1-9	専門部会名	商工観光分科会
分類	1 商工業の取扱い 9 消費者行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 消費者行政(町独自事業) 消費者啓発活動等  基本的には広報誌による啓発、苦情処理への対応ともに各町実施している。 教室等の開催において町により違いがある。			(案)  各町で独自に行っている事業のうちで、6町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮すべきものについては、新市に継承する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-9		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 9 消費者行政		分科会名	商工分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 消費者行政 (町独自事業)							
住民の主体的消費活動の支援	<p>峰山町消費生活学習グループ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 消費生活に関わる諸問題解決のための自主的学習を支援し、消費者行政の推進を図る</li> <li>・支援対象者 峰山町消費生活学習グループ ( 54名 )</li> <li>・支援内容 賢い消費者になるための自主学習に対する支援として、会場提供、事務局所管、研修時のマイクロバス・運転手提供等の支援。</li> <li>・13年度実績 37千円</li> </ul>	<p>大宮町消費生活グループ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 消費生活に関わる諸問題解決のための自主的学習を支援し、消費者行政の推進を図る</li> <li>・支援対象者 大宮町消費生活グループ ( 76名 )</li> <li>・支援内容 賢い消費者になるための自主学習に対する支援として、先進地視察研修に係る参加者日当・マイクロバス借上料等の支援</li> <li>・13年度実績 177千円</li> </ul>	<p>網野町消費生活グループ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 消費生活を考え自覚を高めるため知識と能力向上を図る</li> <li>・補助対象 網野町消費生活グループ ( 29名 )</li> <li>・補助内容 活動全般にわたる補助</li> <li>・13年度実績 67千円</li> <li>・根拠法令等 網野町補助金等交付規則</li> </ul>	実施なし	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取扱い	整理番号	19-29-1-9	専門部会名	商工観光分科会
分類	1 商工業の取扱い 9 消費者行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 消費者行政(町独自事業) 住民の主体的消費活動の支援  消費生活グループを組織しての支援について町により違いがある。			(案)  新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日		平成14年6月6日	協議会確認期日		